記

中央一般　後藤義一郎
自由労働　岩瀬清成
関東労働　宮内勝旭

右各（通）報候也

別紙

要願書

三個条実行の時に対する唯今ト日雇トの差ヲ設ケザル事

一、三個条実行絶対を期す

一、時間外、私営手当ヲ出ス事

一、モーターヲ入レルコト
但シモーターヲ入レナイ場合ハ一人増員ヲ要ス

一、業務上ニ必ヨリ一切ノ損害ハ雇主側ニ於テ負担スルコト

一、月二日ノ公休日ヲ制定スルコト

一、日曜祭日以外ハ二個条ヲ実行スル事

一、退職手当ヲ制定スル事

一、病気其他止ムヲ得ザル理由ニ依ル欠勤ノ場合ハ給料ヨリ差引カザルコト

一、職業紹介所ヲ絶対ニ設ケザル事

一、組合加入ノ自由ヲ認メルコト

右嘆願候也

昭和六年八月十四日

後藤義一同